

実質化された人・農地プラン

| | | | |
|------|-------------------------|-----------|-----------|
| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
| 長野市 | 21 松代町大室・牧島・小島田・柴・東寺尾地区 | 令和3年3月16日 | 令和5年3月20日 |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 257.00 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 170.17 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 92.89 ha |
| i うち後継者未定(目処はついている)の農業者の耕作面積の合計 | 20.55 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 72.34 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 7.43 ha |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。 ・河川敷の農地は、水害の危険性などから耕作放棄地が増加傾向にあり、農地の新たな活用方法についても検討が必要である。 ・営農を継続するためには、儲かる農業につなげることが重要であり、地域に適した作目について研究するとともに、基盤整備や販路の拡大が必要である。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。 |
|--|

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じ担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応する。</p> |
|---|

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 17人

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

| |
|--|
| <p>○河川敷農地の活用に関する取組方針 河川敷の農地は、台風等の大雨で河川が氾濫した際に浸水被害を受けやすいため、作付け方針も含めた農地利用について検討を行う。</p> |
| <p>○基盤整備事業に関する取組方針 農業の生産効率の向上や狭小農地の解消と機械化を促進するため、農地の区画整理や農道・用排水路等農業用施設の整備など基盤整備事業の実施について検討する。</p> |
| <p>○地域農業の継続と新規就農者の育成等に関する取組方針 農地の適正な管理や地域に適した農産物の選定とそれに伴う栽培技術の習得及び新たな販路の獲得に向けた対策を講じるため、モデル的な圃場を整備して検証を行うとともに、新規就農者等の体験圃場としても活用を図るなど、地域農業の継続と新規就農者の育成や担い手の確保に向けた総合的な取り組みについて検討する。</p> |

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載